

陳情第10号

通学支援に関する陳情書

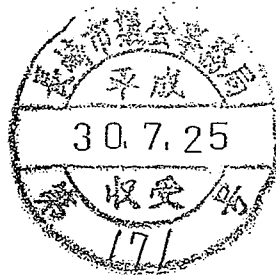
平成30年7月25日

長崎市議会議長
様

住所 : 長崎市文教町10番20-701号
氏名 : 富永 由美
連絡先 : XXXXXXXXXX



議会事務局議事調査課



通学支援に関する陳情書

1. 陳情の趣旨

長崎特別支援学校に就学をしている子供の親です。現在、長崎特別支援学校に自宅より通学するには、学校に送迎できないやむを得ない事情がある家庭においてはスクールバスを利用（長崎市北部、東部に在住の生徒）をし親がバス停までの送迎をする、学校まで親が直接送迎する（長崎市南部に在住の家庭、医療的ケアがあるため、スクールバスに乗れない生徒）二通りの方法によって、子供が学校で学ぶことができています。年齢を重ねても、健常である子供のように自分で通学することは難しく、親の負担が長期にわたることとなっています。その中で親が体調を崩した際、子供をバス停、もしくは学校まで送迎できないことにより、子供が学校で学べない状況となり、困っています。また肢体不自由の子供をスクールバスに乗せる際、体が大きくなっていく子供を抱えバスに乗せることも保護者にとって負担となっています。

長崎特別支援学校に通う児童は重度心身障害児が多く、生きることが困難である子供を育てる親にとって、日々休まる時間がなく精神的、体力的に大きな負担があり、病気になる親も少なくありません。親が病気になることによって、子供が学校に通えないというのは子供の成長と可能性を妨げるものとなり、保護者として心苦しいものがあります。長崎特別支援学校では個々の障害に応じた質の高い教育を実践されており、生きる力を養う一日一日が大切な時間です。

よってこの問題を早期に解決すべく 通学支援を実現できるよう、陳情いたします。

2. 陳情項目

- ・ 自宅より学校間の通学支援サービスの提供

地域生活支援事業の中で移動支援の解釈に通学支援が入らないかと考えています。

ヘルパーの同行支援（個別支援）に福祉タクシーを使用するケース（事例：雲仙市）、介護タクシーの事業所を使用するケース（事例：東京都台東区）、親が病気、出産、入院と緊急時のみ移動支援実施事業所による通学支援（事例：旭川市）と行政によりいろいろな支援方法があるようです。長崎市の福祉タクシーに何件かご協力をお願いできないかご相談したところ、何件かタクシー事務所近くからの実車であれば引受けられるとお話をいただいています。

いずれか、もしくは新しい考え方で子供が毎日学校に通える環境を整えていただきたいと切望しております。